

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員への希望者全員を正社員化する。

めざまし、均等待遇、なくその差別！

ユニオンは労基法裁判に勝利するぞ！

労基法20条裁判 勝利判決

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中野支部
機関紙「みらい」
NO. 3842
18年3月30日(金)
・Fax 095-828-1953

おはようございます。

先月2月21日に大阪地裁で、郵政西日本の労働契約法20条裁判の判決が出た。判決では非正規契約社員と正社員との間での格差に不合理性を認め、八名の原告全員へ、

三つの手当（扶養手当、住居手当、年末年始手当）による損害の総額三百万円の支払い命令を出した。この判決は国や企業（資本金）がとる非正規雇用の不合理性を認定する画期的な判決であり、また、昨年九月一四日に出た、同じく郵政東日本の労働法裁判の勝利判決と連動する意味で、郵政は非正規雇用の不正を鋭く指摘されたといえる。

この判決を前に郵政は、アソシエイト社員への病気休暇

を認め、あるいは無期転換を前倒ししたりするなど、いくつかの制度の変更を行い、裁



判に備えたが、裁判所の判断は変わらなかった。

ここにきて、郵政内の多数派労組は、非正規者への格差解消としていくつかの手当を会社に要求し始めた。ところが郵政はこの要求を逆手に取り、正社員の手当てをカットする形で格差解消に取り組むとの姿勢を見せた。

非正規労働者の権利回復が主目的ではなく、労使の体面を糊塗する小手先の芸当が、職場での軋轢を呼ぶという皮肉な結果になっている。

労基法20条は非正規労働者に不当な格差を認めないという法の趣旨である。その上でこの目的を歪める、労使の密約は認められない。たとえば、同じく労基法一八条に決める五年超の契約者の無期転換を労使双方で阻止する動きなどがその証拠である。

私たち郵政ユニオンはこの東西の裁判闘争をさらに強め、非正規契約社員の権利回復へ全力で邁進する決意である。

先月2月18日、20

*** ** **



ユニオンスキー島根県瑞穂へ行く

日と郵政ユニオンは、22回目のレクとして島根県瑞穂町へスキーツアーに行きました。一行は例年通りのメンバーですが9人が参加しました。

19日、朝7時スキー場についたメンバーは、曇天、無風、積雪2メートルという絶好のスキー日和の下、存分に滑りを堪能しました。一日目の宿は鳴滝温泉露天風呂のはずでしたが、この間の大雪で水道が故障、残念。そして二日目は15時までまた滑り、全員けがなく、無事、長崎に帰りました。

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1 集-山本, 2 集-向井, 3 集-山田, 郵便-高田, ゆうちよ銀-上筋, 他支部・分会の役員へ。